宗教関係アーカイブズの現状と可能性 ーイギリスを事例として 一

西 尾 拓 海

-【要 旨】---

本稿では、現代の宗教団体の活動から生じる記録の維持管理や、そのための保管施設の 在り方について追究することを目的とし、既に具体的な支援策として「宗教関係アーカイ ブズ支援計画」が実施されているイギリスの事例を、英国国教会と記録保管の歴史、現代 の支援計画という二つの側面から検討する。

イギリスでは16世紀以来、英国国教会信徒の洗礼・婚姻・埋葬の際に残した記録を各教会が保管をする制度が整えられてきたため、教会が公的な記録管理に関わる伝統が存在する。これは公的な法律によって非宗教的な登録が行われている現在でも、教区記録保管所という形で存続している。

この伝統を背景として、現在のイギリスでは宗教団体における記録保管の意義が重要視されており、英国国教会に限らずあらゆる宗教団体がアーカイブズを保有することが奨励され、支援が進められている。その内容は、宗教関係アーカイブズの存在意義を明確化すること、記録管理の現状を調査すること、宗教団体への助言やアーキビストの養成、資金確保への協力など、全面的なバックアップを図ることである。

イギリスの宗教関係アーカイブズは、現状として保存環境や人的リソースに多くの問題を抱えているが、公的にそれに対する意義付けがなされ、具体的な支援が行われていることは、肯定的な成果を生み出すものと推察される。将来の日本への応用のため、検討材料として今後も注視しておく必要がある。

【目 次】

はじめに

- 1. 英国国教会と記録保管
- 2. 宗教関係アーカイブズ支援計画
 - (1) 宗教関係アーカイブズの意義
 - (2) 記録管理の現状
 - (3) 支援計画の実際

おわりに

はじめに

近年の日本における宗教学領域では、資料へのアクセス性を向上させることを目的とする「アーカイブ化」を称する取り組みが見られる¹⁾。これらは、研究活動を深化させる第一歩ではあるが、簡易な目録化ないしは電子化に留まるものに過ぎず、いわゆるアーカイブズ学で論じられているような知見は反映されていないのが現状である。また、アーカイブズ学領域でも、宗教に関する資料を対象とした研究は、寺社文書などに対する歴史学的な関心を背景とする史料研究が大半であり、現代の宗教団体の活動から生じる記録の維持管理や、そのために存在する施設などについて言及するものは少なく、将来に向けて保存と活用を図っていくための総合的な視点を欠いているのが現状である。

そこで本稿では、宗教学領域およびアーカイブズ学領域、双方に対する問題提起と議論の深化を図るため、宗教に関する資料を扱うアーカイブズの現状確認から始め、そこに見出される課題を把握し、その将来的な可能性について検討したい。なお、ここでは宗教に関する資料およびそれを扱う施設はともに「宗教関係アーカイブズ」と呼ぶこととする。現在、日本において、宗教に関するアーカイブズを指し示す決まった言葉は存在しない。筆者が「宗教関係」などと含みのある呼び方をしているのは、本稿が対象として取りあげるイギリスでは、"Religious archives"という語を使用しており、これには即ち「宗教的な」という意味合いが含まれているからである。また、国立国会図書館のカレントアウェアネス・サービスの先例もあるため²⁾、これが妥当であると判断している。

本稿で具体的に取りあげるのは、既に宗教関係アーカイブズがアーカイブズの一種として認識され、支援計画も進められているイギリスの事例である。なぜイギリスの事例を取りあげるのかといえば、教会が記録保管に関与してきた歴史(それも今なお続く継続的な歴史)を有しており、その実績は注目に値するものであるからだ。また、宗教関係アーカイブズに対する社会的な位置付けやその意義・目的など、理念的な面で明確に形作られており、公的に支援が行われる程に重視されていることも無視できない。もっとも、宗教関係アーカイブズであるから重視されるというよりは、そもそもアーカイブズが果たしている役割や、宗教が果たしている役割、どちらの側面から考えてみても、日本とは比較にならない程その価値が高く見られていることは前提として考慮しておく必要がある。

以下、英国国教会と記録保管の歴史、現代の宗教関係アーカイブズ支援計画という二つの視点から、検討を進めていきたい。

¹⁾ たとえば科学研究費助成事業データベースに拠れば、「近代宗教のアーカイヴ構築のための基礎研究」(科研課題番号23320022) や、「宗教テクスト遺産の探査と綜合的研究:人文学アーカイヴス・ネットワークの構築」(同26220401) が確認できる。

²⁾ 国立国会図書館「英国国立公文書館 (TNA)、英国における宗教関係アーカイブズの調査結果を 公表 | カレントアウェアネス・ポータル」http://current.ndl.go.jp/node/17177 (2018/10/5参照。 Web情報資源については以下同じ。)

1. 英国国教会と記録保管

イギリスの宗教関係アーカイブズを考える上で、まず触れておかなければならないことは、イギリスの国教として位置付けられる英国国教会を巡る問題である。現代のイギリスは、積極的な移民政策の歴史により多宗教・多文化社会を形成しており、国教以外の全て宗教に対しても寛容な姿勢をとることで信教の自由を認めてはいるが、歴史的に重要な役割を果たしてきた英国国教会は今なおあらゆる面で存在感を見せている。記録保管についていえば、「教区記録保管所(Diocesan record office)」の存在は非常に重要である。教区記録保管所とは、英国国教会の各教区の教会が、洗礼(出生)・婚姻・埋葬(死亡)の際に残した記録を保管する場所である。

そもそも英国国教会における記録保管の歴史は、16世紀にヘンリー8世の下、ローマ教皇庁から離れて英国国教会として独立した時代にまで遡る³)。1538年、ヘンリー8世の側近であり、大主教総代理の地位にあったトマス・クロムウェルは、イングランドおよびウェールズにおける全教区の聖職者に対し、洗礼・婚姻・埋葬の記録を文書の形で保存するよう命令を出した。これにより、各教区の聖職者は、洗礼・婚姻・埋葬それぞれの儀礼に際して、人名と日付を登録簿へ記し、教会内の貴重品箱へと保管することとなった。しかし、当初はその意義が現場レベルで理解されず、これに係る予算も取られなかったため、実際に整備が進んだのは、エリザベス1世の治世に入って英国国教会の立て直しが図られるようになってからのことである。1598年には、カンタベリー大主教管区の教憲に従い、羊皮紙に記録を残すことに加え、各教区で副本を作成し、所管の主教に提出することも求められた。

このようにイギリスの記録保存の伝統は、宗教的な儀礼に起因するものであり、市民が自己の存在を確認する手段を提供する意味で教会は長らく重要な位置にあった。16世紀から17世紀に実施された、イギリスにおける初期の人口調査でも、教会の後ろ盾の下、この制度によって保存された記録が使用されている。

現在の公的な登録制度が登場したのは、「1836年出生・死亡登録法」および「1836年婚姻法」が施行された1837年のことである。これらの議会制定法により、民事的な登録も行われるようになったが、教会は教会で独自に制度を維持し続け、現在の教区記録保管所へと繋がっている。教区記録保管所は、かつては教会そのものがその機能を担っていたが、1978年に制定された「教区記録および登録簿手続き」 4)、および1992年の改正法である「英国国教会(その他の条項)手続き」 5)により、英国国教会により相応しいと認められたアーカイブズがその役割を請け負うこととなった。基本的には地方アーカイブズがこれに指定されている。結果として、これら教区記録保管所として指定されたアーカイブズには、登録簿のみならず、その地域の教区委

³⁾ 教区記録の歴史については以下を参照。 石井健「イギリスの文書館:その法制史的展開を中心に」『史流』44号、2012年、pp.1-10。 石村耕治『イングランド国教会法の研究』白鴎大学法政策研究所、2010年、pp.20-52。

⁴⁾ The National Archives "Parochial Registers and Records Measure 1978" https://www.legislation.gov.uk/ukcm/1978/2

⁵⁾ The National Archives "Church of England (Miscellaneous Provisions) Measure 1992" http://www.legislation.gov.uk/ukcm/1992/1

員会計簿や救貧会計簿のような様々な教会関係資料が集まることとなったのである。

2. 宗教関係アーカイブズ支援計画

イギリスの宗教関係アーカイブズのうち、英国国教会のアーカイブズは、長い記録保管の伝統を有しており、登録簿の保管場所こそ変わったものの、記録を保持するための手段が絶え間なく保持され続けてきたことによって、効果的に運用がなされている。それでは、そのようなノウハウが蓄積されてきた教会に対し、それ以外の宗教団体、特に、20世紀後半より新たにイギリスへと渡って活動を広げてきた宗教団体のアーカイブズの実状はどうなっているのだろうか。ここでは、「宗教関係アーカイブズ支援計画」 6) を中心に、イギリスにおける宗教関係アーカイブズの実状とその展開について取りあげる。

宗教関係アーカイブズ支援計画とは、あらゆる宗教団体(ここには世俗主義団体も含まれる)に対して、アーカイブズを保有することの重要性を説明することで意識を高めるとともに、管理・運営に対する助言をするなど、全面的な支援を行うものである。実施主体は、「宗教関係アーカイブズ・グループ(Religious Archives Group)」という1989年に設立された有志団体であるが、この団体は英国国立公文書館とも連携を図っており、期限付きではあるが英国国立公文書館内には専門のポストも置かれている。

この支援計画は、宗教関係アーカイブズに関する全国的な調査を実施して、現状を把握することから始まった。もとより教区記録保管所として適切な管理が為されているアーカイブズは良いとしても、それ以外の宗教団体が保持しているアーカイブズについてはそれまで調査が行われておらず、英国の宗教関係アーカイブズの全貌が明らかでなかったためである。この調査は、Pilgrim Trustと呼ばれる公益団体からの資金提供を受けて実施されたもので、2010年に報告書を公開している⁷⁾。報告書からは、イギリスにおける宗教関係アーカイブズの位置付けや、その実状を確認することができる。

(1) 宗教関係アーカイブズの意義

イギリスの宗教関係アーカイブズを検討する上でまず確認すべきなのは、その意義について どのような認識がなされているのかという点である。2010年の報告書の要旨や結論⁸⁾ からは、 大きく4点がその意義として見出される。日本人の宗教的価値観からは分かりにくい面もある ため、解説を加えながら確認したい。

一つ目は、アクセスの可否を問わず、宗教コミュニティにとっても、社会にとっても、責任 の所在として重要なものとなるという点である。宗教関係アーカイブズは私的なアーカイブズ であり、宗教活動によって生み出された、みだりに公開すべきではない秘すべき資料も多く抱

⁶⁾ Religious Archives Group "Religious Archives Support Plan" https://religiousarchivesgroup.org.uk/projects/support-plan/

⁷⁾ The National Archives, et al. "Religious archives survey 2010" http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/tna-ras-web-17-nov.pdf

⁸⁾ Ibid., pp.3, 22-25

えている。そうした性格上、たとえ研究目的であろうとも積極的な公開を是としない場所も多いが、説明責任を果たすものとして保存され続けることが重要であるという認識がなされている。ここで注目すべきなのは、単に宗教コミュニティにとって意義があるとしているのではなく、広く社会にとっても意義があるとしていることである。

二つ目は、これらが国家遺産の重要な要素を為すという点である。それぞれの宗教関係アーカイブズで保管されてきた資料は、イギリスの歴史を宗教文化という側面から裏付ける役割を果たしている。この調査に拠れば、中世から20世紀後半にかけての豊富な資料が見出されたとされており、まさに国家遺産の一部と見るべき価値ある資料が、宗教関係アーカイブズの中で受け継がれてきたことがうかがえる。また、現代的側面から言えば、多文化社会であることを是とし、文化的多様性を重んじるイギリスにおいて、様々な宗教の多様性を示す資料が、それぞれの宗教団体で多様性を以て保管されていることは、国家的なアイデンティティの源となるという意味でも重要視され得るだろう。

三つ目は、家系調査を行う上で不可欠の資料となるという点である。イギリスでは伝統的に 王侯貴族によって「系図学(genealogy)」と呼ばれる血統調査が行われてきたが、現在では 一般的な趣味の一つとして先祖調査や家族史の探求が行われている⁹⁾。2004年からBBC(英国 放送協会)で放送が始まった "Who Do You Think You Are?" という著名人が自身の家族史と 向き合う様子を映したテレビ番組があるが、高視聴率番組としてその地位を保ち続けており、 イギリスにおける家系調査の人気を反映している。そのような中で、教区記録保管所は、洗礼 (出生)・婚姻・埋葬(死亡)の管理が行われてきた伝統があるため、家系調査の基礎的な資料 を得ることのできる場所として重要視されている。勿論、宗教関係アーカイブズが宗教活動の 所産である以上、記録さえ残していれば教区記録保管所のみならず、あらゆる宗教のアーカイ ブズが家系調査に貢献する存在となり得るであろう。

四つ目は、宗教の学術研究の世界のみに留まらず、ジェンダー研究から多元的で寛容な社会の創出の問題に至るまで、広く社会的な問題を考える上での価値を有しているという点である。宗教の資料を活用する場というと、ややもすれば宗教の教学研究にしか使えないと捉えられがちであるが、先に挙げられている家系調査は勿論のこと、多様な活用の場が存在するのである。

以上の4点が宗教関係アーカイブズの存在意義として提示されているものである。いずれの点においても重要なのは、宗教関係アーカイブズは私的な領域に止まるものではなく、社会的な面で意義があることを強調していることである。実際にこれらが社会的に有意義であるかどうかは別の検証が必要であるが、少なくともこれらの認識が現代のイギリスにおける宗教関係アーカイブズの存在意義を下支えする理念として据えられており、公的な支援を行う上での妥当性を担保していることは注目すべきことである。

(2) 記録管理の現状

それでは、このような意義を有するとされる宗教関係アーカイブズは、どのような特徴を持っているのだろうか。 先に挙げた全国調査はアンケート調査を基本的な手段として採っており、

⁹⁾ 喜多祐子・山口覚「現代スコットランドの先祖調査ブーム:調査手法の発展と系図学的想像力」 『人文地理』第60巻第1号、2008年、21頁。

その結果からは、宗教関係アーカイブズが直面している問題が良く理解できる。なお、この調査では、宗教団体によって設立されたアーカイブズだけではなく、宗教施設そのもの、図書館、研究所、基金、協会なども含め、宗教が関わっていて、日々の活動の中で記録が生みだされる「組織」に対しアンケートを送っている。そのため、たとえば "archives" が名称に含まれているような、明らかなアーカイブズのみを対象としている訳ではないことに留意しておく必要がある。

まず触れておくべきなのは、そもそも記録史料としてのアーカイブズを保有しているのか¹⁰ という点である。質問票に拠れば、アーカイブズ(記録史料)とは、現用文書とは別に通常20 年以上を経過したものであるとされている。この質問については、全体の74%が保有していると答えているが、宗教別に見ると数値にバラツキが見られる。英国国教会系の組織は79%、カトリック系は90%、非国教会系は76%とキリスト教系は高い数値であるが、ユダヤ教系では62%とやや低く、イスラーム系に至っては22%、仏教系では19%とかなり低い値を示している。イギリスにおけるムスリム人口は1960年代以来増加の一途を辿ってきているとはいえ、それでもイスラームはイギリスにおいては比較的歴史の浅い宗教である。マイノリティ宗教の数値が低いのは、記録を管理する体制が整っていないからではなく、20年を経過する記録が未だ少ないからと見るべきである。実際、そのアーカイブズは現用文書の移管として発生し続けるものであるか、という質問では、全体の96%、件のイスラーム系も100%が発生し続けるものであると答えている¹¹。

それでは、これらのアーカイブズに対するアクセスはどの程度確保されているのだろうか。一般公開しているかという質問で、公開していると答えているのは全体の52%である。その内訳を見ると、仏教系が75%、非国教系のキリスト教が77%というように突出して高い値となっている宗教もある一方で、カトリック系が47%、ユダヤ教系が34%など、やや低い値を示す宗教もあり¹²⁾、宗教によって公開に対する態度は異なっていることがうかがえる。このことについては、宗教そのものが外部に対して広く門戸を開いているかどうかを考慮した上で捉えておく必要があるだろう。

それから、具体的な保存環境や人的リソース、目録化の状況など、実際の記録管理に関わる 調査も行われており、イギリスの宗教関係アーカイブズが抱えている問題点についても確認で きる。

どのくらい火災や洪水、盗難に備えた部屋があるかという質問では、どの部屋も守られていないとの回答が全体の39%と、保存施設としては不適切な状況にある所が多いことが分かる。また、44%は全ての部屋が守られていると答えているが¹³⁾、実際には基本的な機能のみに留まるものであることも示唆されている。更に、保管場所の温湿度の空調制御が行われているかと

¹⁰⁾ The National Archives, *et al.* "Appendices to the Religious Archives Survey 2010,"p.10 http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/information-management/appendices-22-11-10. pdf

¹¹⁾ Ibid., p.11

¹²⁾ Ibid., p.12

¹³⁾ Ibid., p.17

いう質問では、空調制御が為されていると答えたのは31%である 14 。温湿度の監視が為されているかという質問でも、監視が為されていると答えたのは27%と 15 、空調制御の質問と同じ程度であり、適切な管理環境までは至っていない所が多いことが分かる。

また、実際に管理している人は誰かという質問では、ボランティアが41%、組織から給与を支払われる記録管理者が31%、専門のアーキビストや図書館員などが28%である¹⁶⁾。専門性を持たないボランティアの労力に依存するところが大きいため、支援と研修を行う必要があるとされている。

どのくらい目録化が為されているかという質問では、全て為されているが17%、部分的に為されているが58%、全く為されていないが25%である17%。これに対し、報告書では、目録化は、資料を把握するために重要なことであり、重要な資料が未知のまま危険にさらされ続けているとして、この状況を危惧している18%。

以上のように、宗教に関連する組織に対するアンケートからは、多くの組織が意識的にアーカイブズを構築しようとしているが、その実態としては、適切な保存措置や人的リソースが不充分であり、目録化があまり進んでいないなど、活用に向けては課題が多いことがうかがわれる。

(3) 支援計画の実際

宗教関係アーカイブズ・グループは、実施した調査から得られた知見を元に、宗教関係アーカイブズに対する支援活動を行っている。

その方針は、「宗教関係アーカイブズ支援計画」の中において、「アドボカシー」、「ドキュメンテーションとカスタマイズに対する助言」、「養成」、「コレクション開発」、「仮想インフラ」、「財政的支援」の6つの観点から言及が為されている¹⁹⁾。

「アドボカシー」では、宗教的記録の重要性を実証する研究を実施することや、宗教コミュニティに対してアーカイブズの重要性を説明すること、宗教的コミュニティが地域のアーカイブズ、学術領域との連携を図れるようにすることなど、宗教関係アーカイブズの存在意義を擁護、唱道する方針が示されている。

「ドキュメンテーションとカスタマイズに対する助言」では、アーカイブズの管理に関して 英国国立公文書館がアドバイスを提供することや、宗教関係アーカイブズ・グループのウェブ サイト上においてガイダンス資料を提供することが挙げられている。この資料に関しては既に 公開されており²⁰⁾、資料を保有する宗教団体に向けたものから、実際にアーカイブズの現場で 取り組む人のためのものまで解説書が用意されている。内容としては、アーカイブズとは何か という所から始まり、収集・編成・記述・保存・保全・研究者に対するアクセス処理など、アー

¹⁴⁾ Ibid., p.19

¹⁵⁾ Ibid., p.18

¹⁶⁾ Ibid., p.14

¹⁷⁾ Ibid., p.22

¹⁸⁾ The National Archives, et al. "Religious archives survey 2010," p.24

¹⁹⁾ Religious Archives Group, op. cit.

²⁰⁾ Religious Archives Group "RAG Guidance" https://religiousarchivesgroup.org.uk/advice/rag/

カイブズを運用する上で参考となる情報が詳しく紹介されている。

「養成」では、宗教関係アーカイブズで働いている、専門家ではないアーキビストのために、 養成コースへのアクセスを確保することや、ボランティアの養成やその仲介を確立することが 挙げられている。

「コレクション開発」では、英国国立公文書館の"Discovery"システムを用いたオンライン目録化や、記録の所有者に対する適切な保全機関の紹介、主要収集機関に存在する宗教的な個人文書の取得、散逸・売却・破壊などの危機に対する監視と助言など、宗教的記録に対する総合的なコレクション形成について言及されている。

「仮想インフラ」では、メーリングリストやウェブサイトなどを構築し、宗教関係アーカイブズの主要なポータルを展開することが挙げられている。

「財政的支援」では、資金援助を求める適切なプロジェクトのために、国庫基金の申請を行うことなど、資金確保へ協力することが述べられている。

以上が「宗教関係アーカイブズ支援計画」の中で示されている方針であるが、「アドボカシー」や「ドキュメンテーションとカスタマイズに対する助言」のような既に成果が上がっているのが明らかな事項もあれば、「コレクション開発」や「財政的支援」のような進捗状況が見えにくい事項もある。この支援計画は未だ発展途上であり、今後どのような成果が生みだされていくのかが注目されるところである。

おわりに

本稿では、宗教関係アーカイブズについての議論を深化させることを目的に、既に進展が見られるイギリスの事例について取りあげた。イギリスでは英国国教会が歴史的に記録保管において重要な役割を担ってきたこともあり、宗教がアーカイブズを持つことの重要性が認識されている。現状としては、保存環境や人的リソースに多くの問題を抱えているが、国の機関がその重要性について認識し、調査や支援が行われていることの意義は大きく、宗教関係アーカイブズの発展に対し、これからも良い影響を与え続けるものと推察される。

ちなみに日本では、宗教関係アーカイブズはごく一部の宗教団体が熱心な取り組みを行っている他は、あまり動きが見られない。それは、日本においてはアーカイブズ学そのものの歴史が、始まったばかりであり、いまだ宗教という個別の事例に対し目を向けている暇が無いからと想像されるが、今を生き、これからの時代を生み出していく宗教の役割についても、着目していく必要があるのではないかと思われる。

また、日本では公と宗教との関係性が、イギリスとは大きく異なっているという点も進展が 見られない理由として挙げられるだろう。イギリスは英国国教会が国教として定められる政教 一致国家である。現在では英国国教会に限らずあらゆる宗教が同様に重視されているが、いず れにせよ国家が宗教を支援することへのハードルが低くなっている。

一方、日本は終戦以来、国家が宗教に関与することを制限している政教分離国家である。この政教分離という文言はしばしば、国およびその機関は宗教に一切関与してはならないものとして認識されがちであり、宗教団体に対して何らかの支援を行うべき機会があったとしても、宗教だからと言う理由だけで行政が及び腰になるケースが存在する。しかし、制限されている

のはあくまでも、"特定の宗教団体" に対し特権を付与したり、公金を支出したりすることであって、公益性の高い事柄であれば支援は認められている²¹⁾。そのため、宗教が保有する記録を保存していくことの意義が公益性の高いものとして認識されれば、公的な支援が進められる可能性は十分に考えられる。イギリスの宗教関係アーカイブズ支援計画の中で論じられていたように、宗教関係アーカイブズはその宗教団体だけでなく、広く社会にとって価値のあるものだという理念を、日本の状況に合わせて構築していくことが必要であろう。

宗教関係アーカイブズに関する研究は、今回取りあげたイギリスの他にも、アメリカをはじめ世界中に多くの事例が存在する。世界の事例を採集した上で、現代日本の状況に相応しい形で反映させていくことが今後の課題である。

謝辞

本稿は、平成29年度アーカイブズ・カレッジ(長期コース)修了論文「宗教関係アーカイブズの現状と可能性:イギリスと日本の事例から」より、イギリスの事例を中心に据え、加筆・修正を行ったものである。執筆に当っては、指導教員の太田尚宏先生を始めとする国文学研究資料館の先生方にご指導を賜り、職員の方々に事務手続きを含め様々な面でお世話になった。この場を借りて皆様に篤く御礼申し上げたい。

²¹⁾ 宗教法人に対する税制上の優遇措置(宗教法人は公益法人の一種であり、広く国民の精神生活上 の貢献を果たしているため)、宗教系学校に対する公金支出(教育上の貢献)、宗教団体の保有す る文化財に対する保存助成(文化的価値)など。

The status and the potentiality of Religious Archives taking the United Kingdom as the example

NISHIO, TAKUMI

This article aims to examine maintenance and management of records resulting from the activities of contemporary religious groups and also how the storage facilities should be constructed and operated in order to maintain and manage those records properly. It discusses the case of the United Kingdom where the *Religious Archives Support Plan* is already implemented as a concrete support measure, focusing on two aspects, the Church of England and history of its archives, and the support plan in modern time.

In the United Kingdom, there is a tradition of involvement of the churches in public records management. This is because each Church of England has kept systematically the records of its believers' baptism, marriage, and or burial since the 16th century. The system has survived in the form of a diocesan record office even though non-religious registrations by public law are now being carried out.

Having this tradition as the background, in the current United Kingdom, archiving records in religious groups is regarded as significantly important. It is encouraged to retain archives in all religious organizations, not just the UK church, and the support is being advanced. The contents cover giving a full support such as clarifying the significance of existence of Religious Archives, investigating the current state of record management, advising religious groups and training archivists, and cooperating to secure funds.

The United Kingdom Religious Archives has many problems in the preservation environment and the human resources. However, those issues are taken up publicly, and concrete support is being made. Therefore, it is inferred that such supports will produce positive outcomes. Considering the possibility of applying these activities to Japanese religious archives in the future, it is necessary to keep our eyes on the United Kingdom Religious Archives.